経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ: 復興特別税への対応

1. 復興特別税の概要

2011年12月公布の復興財源確保法により復興特別所得税・復興特別法人税が創設されました。

税目	復興特別所得税			
	(申告所得税)	(源泉所得税)	復 興 特 別 法 人 税	
対象期間	2013 年から 2037 年まで(25 年間)		2012 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの期 間内に最初に開始する事業年度から 3 年間	
税額	基準所得税額×2.1%		法人税額(留保金課税・所得税額控除・外国税 額控除等適用前)×10%	
手続き等	所得税と併せて確定申告	所得税との合計額で年末調 整、支払調書等に記載	法人税確定申告時に、復興特別法人税申告書提 出	

2. 法人側で必要となる主な処理

(1) 源泉徴収事務

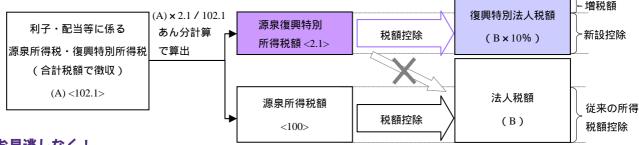
2013年1月以後生じた所得の源泉徴収は、復興特別所得税を勘案した合計税率で行います。

主な所得の 種類	源泉税率		主な所得の	源泉税率	
	2013.1.1 以後	2012.12.31 以前	種類	2013.1.1 以後	2012.12.31 以前
給与所得	復興特別所得税を 勘案した新税額表	現行税額表	配当・みなし配当	20.42%(上場株式 7.147%)	20%(上場株式 7%)
報酬・料金 等	10.21%(100万円 超部分 20.42%)等	10%(100万円 超部分20%)等	非居住者等 所得	20.42%等	20%等

租税条約の規定により、国内法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合は、復興特別所得税は課されません。

(2) 法人税申告時の所得税額控除

内国法人が課された利子・配当等に係る復興特別所得税額は、申告時に、復興特別法人税の額から控除することができます。(控除しきれなかった復興特別所得税額は還付されます。)



お見逃しなく!

源泉税率の変更に伴い、源泉徴収後の手取額で報酬等の額を決定している場合には、グロスアップ 計算の変更が必要となります。

(事例)変更前:原稿料 333,333 円(源泉徴収税額 33,333 円、手取金額 300,000 円)

变更後:原稿料 334,112 円 (源泉徴収税額 34,112 円、手取金額 300,000 円)

300,000 円 ÷ (100% - 10.21%) = 334,112 円 334,112 円 × 10.21% = 34,112 円